

愛知車輛興業株式会社（以下、当社）は、運輸安全マネジメントに取り組み、輸送の安全向上に努めます。

## 1. 輸送の安全に関する基本的方針

- (1) 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。  
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は、安全は全てに優先する「経営の最重要課題」と認識し、人身事故は勿論、全ての事故・災害ゼロを目指し、全社一丸となって安全活動を推進します。
  - ①関係法令並びに基本ルールを着実に遵守し、一人ひとりが安全に対する自覚と責任を持って事業活動のあらゆる場面で安全の確保に努めます。
  - ②安全の目標を設定し、目標達成にあたり「計画・実施・評価・改善」のサイクルを継続的に展開し、事故・災害の未然防止活動に取り組みます。
  - ③安全管理の重要性、安全活動の実施状況、安全に関する情報等を全従業員へ周知徹底するとともに、一人ひとりが常に自発的かつ積極的に活動できるよう教育訓練を進めます。

## 2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。
- (6) 当社は、グループ会社と連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。



## 5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 運行管理者研修会の開催（年1回）  
運行管理の重要性の再認識と安全性向上のため実施
- (2) 新任乗務員研修（月1回） 本社にて集合研修  
毎月1回（5日間）開催し、新任乗務員への安全運転・安全作業など乗務員としての基本スキル習得教育（座学・実技）を実施  
※一般的指導及び監督の指針（12項目）など
- (3) 乗務員節目研修（都度）  
入社後1年、3年、5年単位の節目ごとに安全研修を実施
- (4) 営業所安全研修会（年2回）  
営業所主体で安全知識、運転・作業技術向上を目指した安全研修を実施
- (5) ドライバーズコンテスト開催（2年に1回）  
乗務員の運転・作業技術の向上を目指したドライバーズコンテストを開催し、全員の安全意識・安全作業の向上を図る。  
営業所毎で開催後、全国大会を開催
- (6) 安全管理委員会の開催（月1回）  
安全管理委員会を開催し、事故の未然防止、再発防止・安全品質向上に向けた討議報告等を行う。
- (7) 安全衛生委員会の開催（月1回）  
安全衛生委員会を開催し、労働災害防止、従業員の健康管理、健全な職場環境の確保/維持等の推進に向けての討議・報告を行い改善を図る。
- (8) 乗務員の班単位による安全会議の開催  
班長をリーダーとし、安全取組み項目を中心に、班の弱み・K Y T・ヒヤリハット情報共有・事故事例等をテーマにして、自由闊達に行える環境を作り、班員の安全意識の高揚を図る。
- (9) その他 実技指導（都度）  
添乗指導、現場パトロール 等

## 6. 輸送の安全に関する内部監査

年1回（11月に実施）

## 7. 安全統括管理者、安全管理規定

(1) 安全管理規定

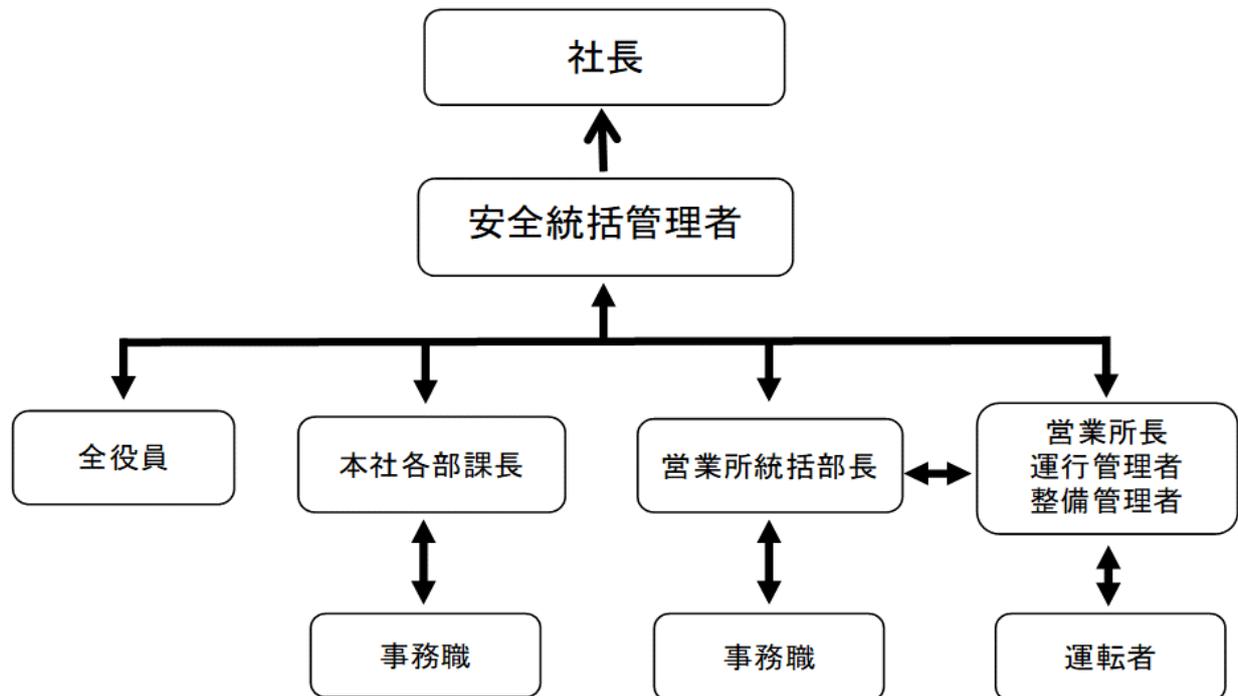
※「安全管理規定」のとおり

(2) 安全統括管理者

安全管理部 部長 鵜飼 英之  
(取締役)

## 8. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

- (1) 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内の全従業員へ伝達され、共有されるために情報ルートを次の通りとしています。



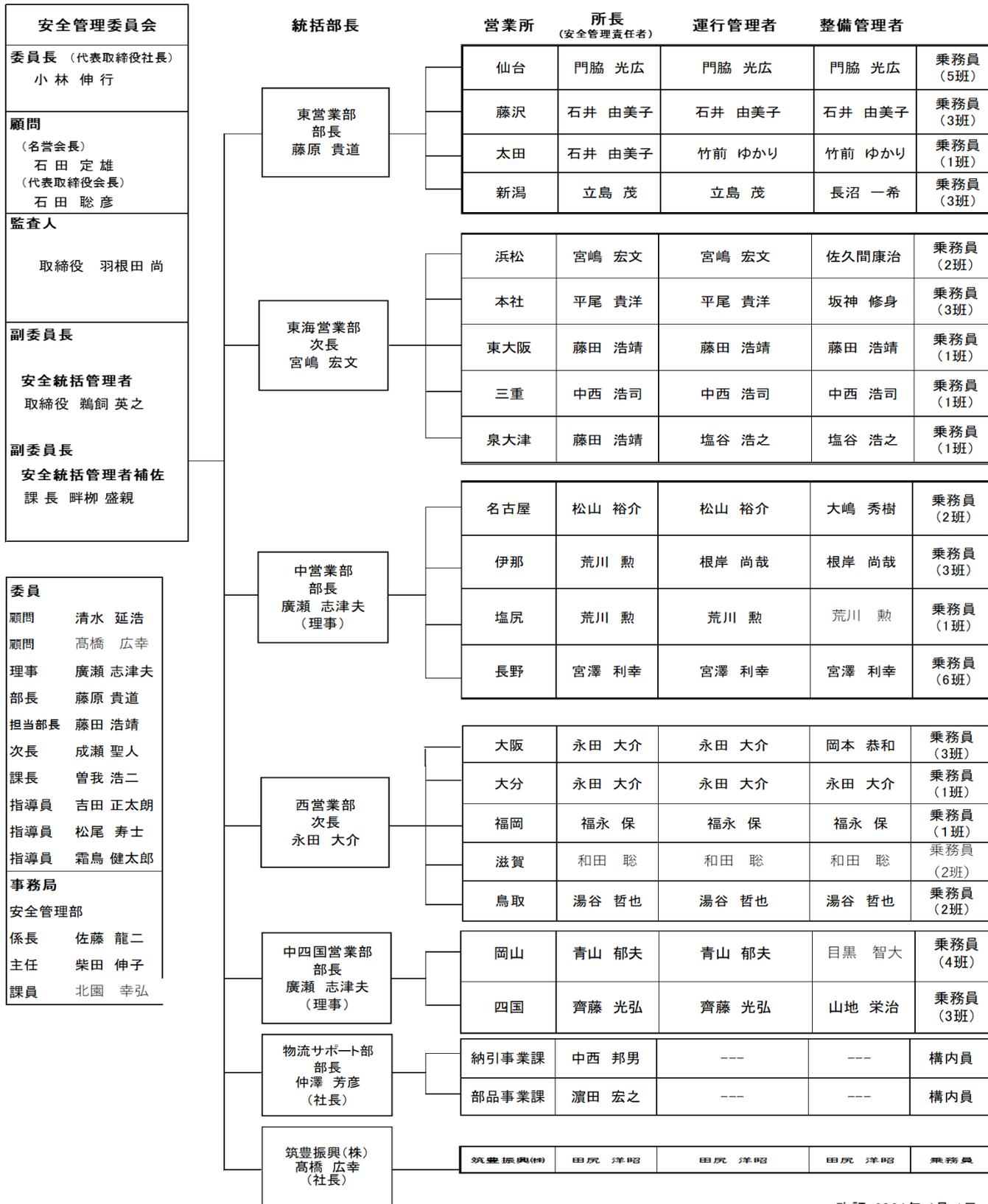
### 情報の伝達・共有方法

メール・FAX・TEL・イントラネットへの掲載・安全コーナーへの掲示等  
※重要事項(重大事故・推進計画追加/修正・月例報告等)は社長報告を必須とする。

# 9. 組織体制及び指揮命令系統

## 愛知車輛興業株式会社

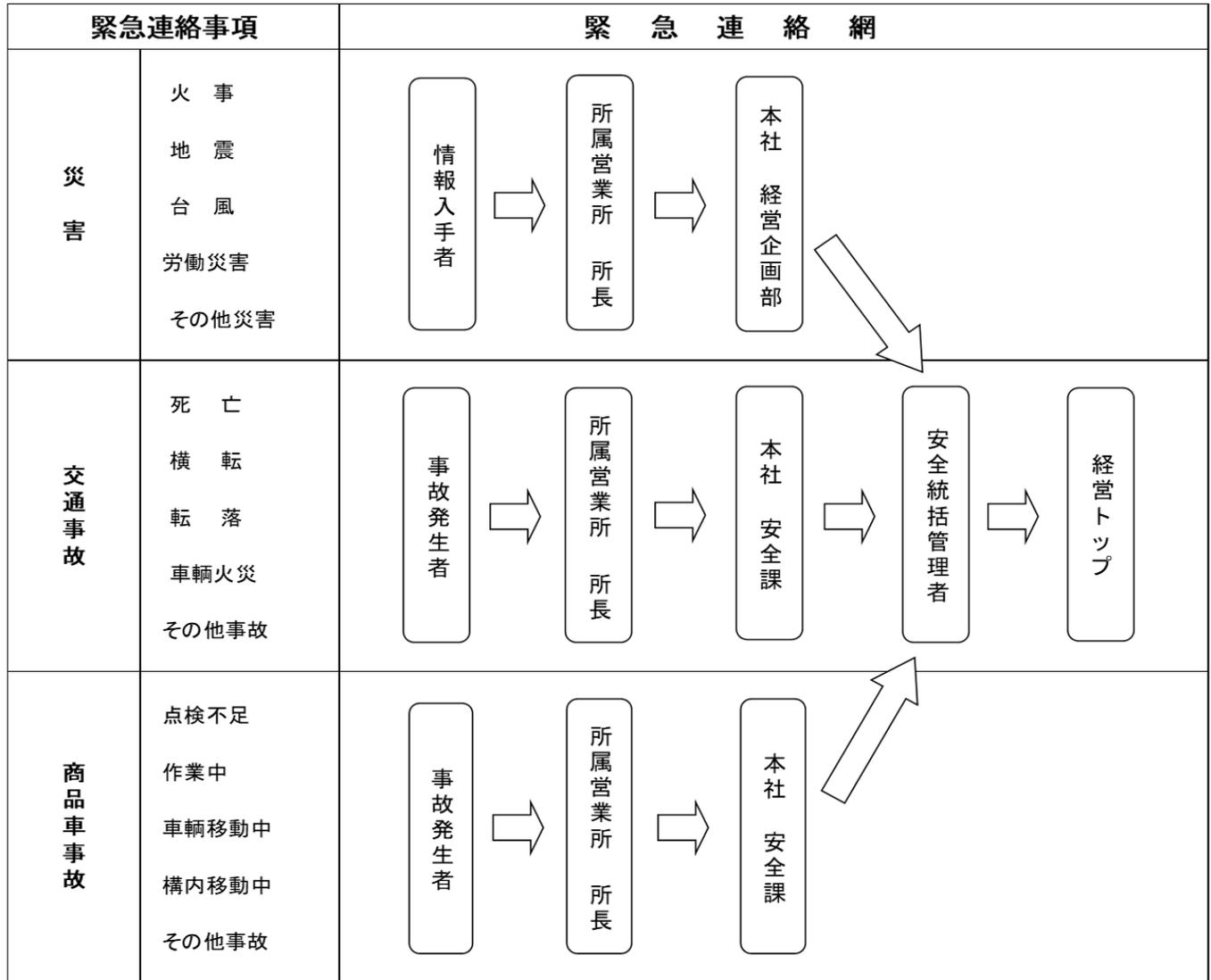
### 「安全管理」・「安全衛生」委員会組織図及び指揮命令系統図



10. 事故、災害等に関する報告連絡体制

愛知車輛興業株式会社

# 事故災害時緊急連絡網



重大事故発生時の運輸支局への届け出

※自動車事故報告規則第2条の規定による重大事故

